

R7 年度 学校いじめ防止基本方針

船橋市立法典小学校

1 基本的な方針

(1) いじめの定義

船橋市立法典小学校（以下本校）「学校いじめ防止基本方針」において、「いじめ」とは、当該児童が、一定の人的関係にある者から心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われることを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめの禁止

- ・児童は、絶対にいじめをしてはいけない。
- ・児童は、他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置してはならない。

(3) 基本的な考え方

いじめはどの児童にも、どの学級にも起こりうるという事実を踏まえ、いじめの兆候や発生を見逃さず、迅速かつ組織的に対応する。「いじめは人間として絶対に許されない」という基本認識を持ち、全教職員で情報を共有しながら、未然防止・早期発見・早期対応・継続的な指導をしていく。

2 いじめ問題に取り組むための組織

(1) 学校内の組織

①生徒指導部会

構成：教頭・学年 1 名・フリー・スクールカウンセラー等

概要：月一回の会議で、問題傾向を有する児童や長期欠席の児童について、現状や指導についての情報交換を行う。また、打ち合わせ等で全職員に共通理解を図る。

②いじめ防止対策委員会

構成：校長・教頭・教務・生徒指導主任・該当学年主任 ※その他必要に応じて招集する

概要：いじめ防止に関する措置を実行的に行うため、また、いじめが起きた際の対策をとるため、必要に応じて委員会を開催する。

③重大事態調査組織

重大事態とは、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める」事態及び「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める」事態と定義されている。

いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項より

構成：いじめ防止対策委員会が母体となる。加えて当該調査の公平性・中立性を確保するため、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接人間関係または特別な利害関係を有しない第三者の参加を図る。

概要：重大事態発生時において、学校が調査主体の場合において設置する。事実関係を明確にするための調査を実施し、いじめを受けた児童及びその保護者への適切な情報提供、調査結果の教育委員会への報告、調査結果を踏まえた必要な措置の検討・実施等を行う。いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、警察への相談・通報を行う場合もある。

3 いじめの未然防止・早期発見・早期対応についての具体的方策

(1) いじめ防止のための取り組み

①教育活動を充実させる

「自己決定の場」をつくり、「共感的人間関係を育む」、「自己存在感」が得られるような授業や学級経営を行う。
「楽しく」「わかる」授業を通して、児童の学習意欲を高める。

②いじめについての学習

児童の実態や行事等を考慮しながら資料を検討し、道徳教育の充実を図る。
行事等の体験活動を通し、個々の児童を育てるとともに、集団としての意思を育てる。

③児童会活動

あいさつ運動や学年間交流などを通して、交友関係作りや集団作りを行う。

(2) いじめの早期発見のための取り組み

①日常的なかかわり

- ・多くの教職員が意図的に児童と関わり、複数の目で見守っていく。
- ・空き時間を利用して、1日2名程度会話をする。(例：日直と休み時間に話す等)

②休み時間や放課後のかかわり

- ・校内巡回を通して、休み時間の児童の様子を把握する。(廊下歩行の徹底と共に)

③アンケート調査や教育相談

- ・生徒指導部会による実態把握
月一回の会議で、各学年の生徒指導担当により学年の実態を報告し合う。
- ・学校生活アンケート【児童向け】
2ヶ月に1回(5月・6月下旬～7月・10月・11月下旬～12月・2月下旬～3月)実施し、児童の実態をつかむ。いじめに関しての記述があるものに関しては、実態を把握するとともに指導し、事実があった場合には生徒指導主任、管理職へ報告する。また、アンケートについては5年保管とする。
- ・学校経営診断アンケート(学校評価)【保護者向け】
年1回実施し、保護者のニーズを把握する。
- ・教育相談日
毎週月曜日を学級の日を設定し、個別に対応していく。

④保護者との連携

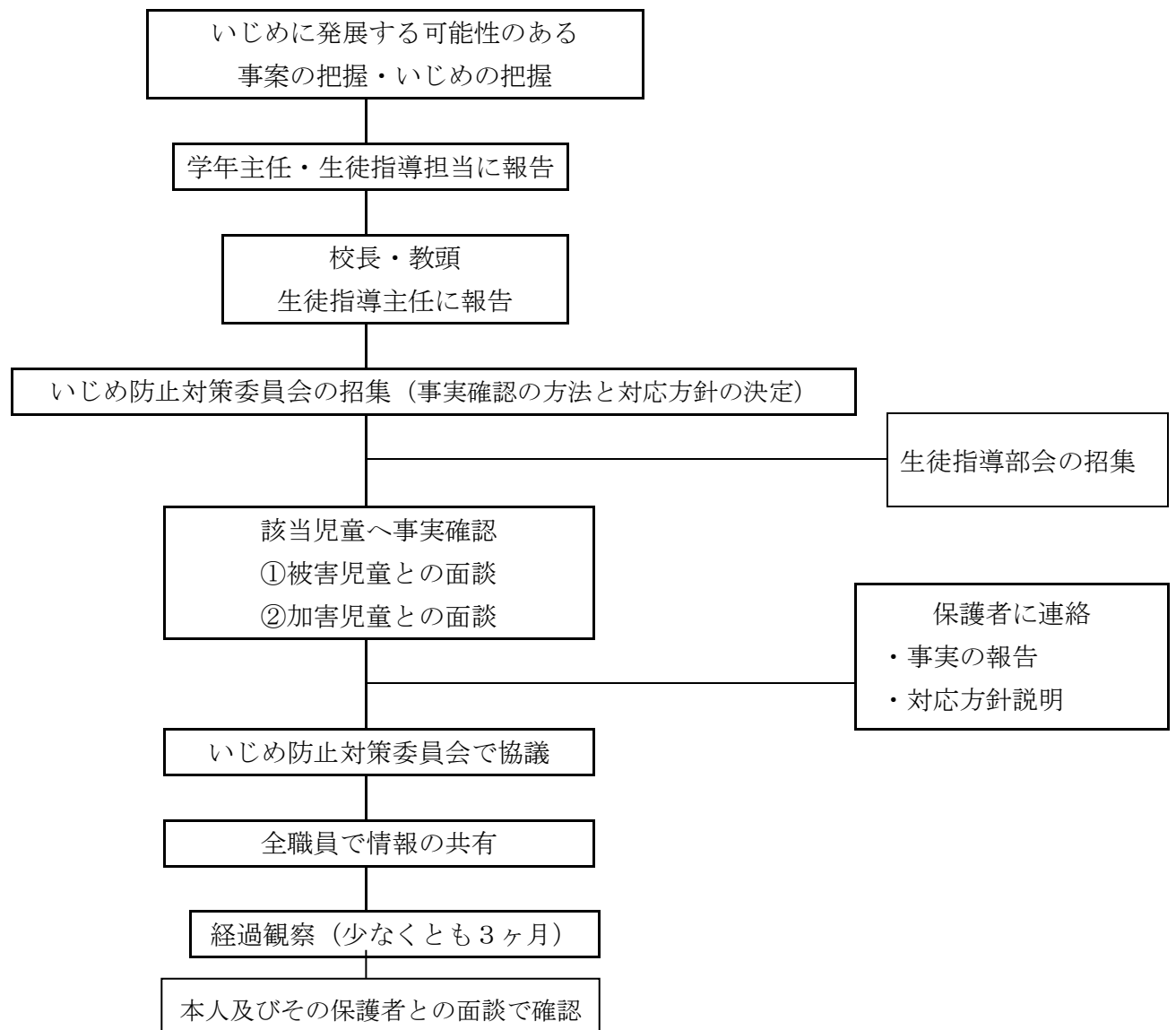
学校のウェブサイト「学校いじめ防止基本方針」を掲載し、保護者に周知する。
個人面談、教育相談等で保護者の声を聞き、実態を把握する。

⑤相談窓口の設置

学校全体のいじめ相談窓口を教頭、または養護教諭とする。

(3) いじめの早期対応のための取り組み

①いじめ発見時の基本的対応



※関係児童への面談記録を残す。（学級担任）

※いじめ防止対策委員会の協議内容・事案への対応の記録を残す。（生徒指導主任）

②観衆・傍観者への対応

観衆や傍観者の立場にいる児童も、いじめているのと同様であるということを指導する。

③被害児童への支援

いじめられている児童の心を癒すために、養護教諭等との連携をとりながら指導を行う。

(4) 教職員の研修

いじめに関する教職員の研修を行い、いじめの防止等に関する教職員の質の向上に努める。

4 インターネットによるいじめについて

インターネット上のいじめを防止しかつ効果的に対処できるように以下のような取り組みを行う。

(1) 教職員の研修

e ネットキャラバン等を活用して、サイバー犯罪防止講習会等を行う。

(2) 児童への啓発活動

情報モラル教育の中で、インターネット上のいじめを防止し、効果的に対処できるように啓発活動を行う。

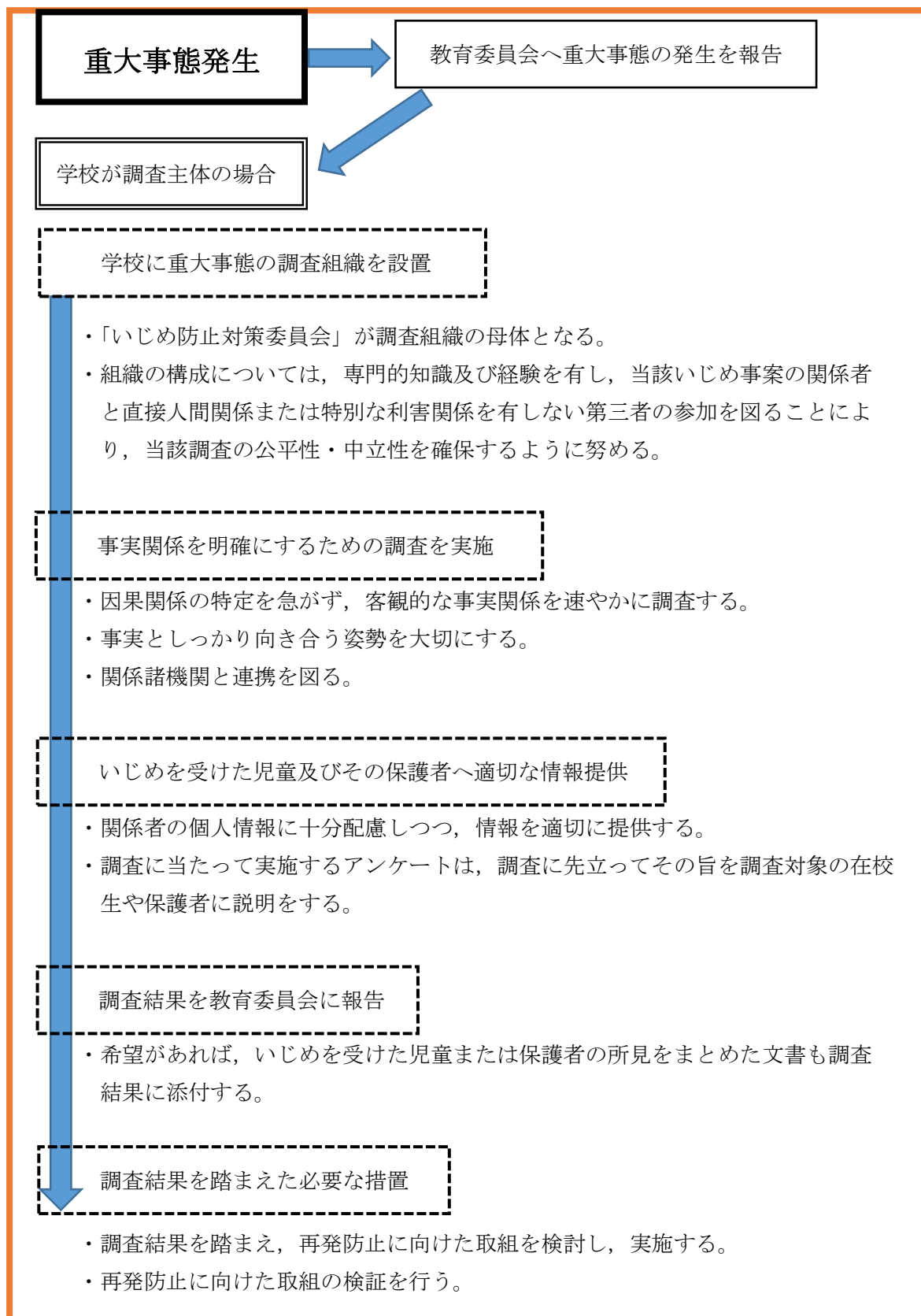
(3) 保護者への啓発活動

保護者会や学校・学年便り等により、インターネットや携帯電話の利用上の危険性を知らせる。

(4) 書き込みの削除

書き込みの内容がプライバシー侵害や名誉棄損に当たる場合、書き込みの削除を求め、被害の拡大を避ける。

5 重大事態への対処について



6 学校評価への取り組み

学校診断アンケートでいじめ問題への取り組み等について自己評価をし、次年度に向けて改善を行う。

- (1) いじめの未然防止についての取り組みに関すること。
- (2) いじめの早期発見についての取り組みに関すること。
- (3) いじめの再発を防止するための取り組みに関すること。

7 年間計画

月	主な学校行事	いじめ防止対策
4	始業式・入学式 安全パトロール 懇談会 1年生を迎える会 避難訓練	生徒指導部会 SOS の出し方教育
5	運動会	生徒指導部会 第1回学校生活アンケート（校内実施）
6	交通安全教室 授業参観	生徒指導部会 児童会によるいじめの標語作成
7	個別面談 おあしすの会（生徒指導） 夏季休業	生徒指導部会 第2回学校生活アンケート（家庭実施）
9	6年修学旅行 おあしすの会 安全パトロール 避難訓練	生徒指導部会
10	音楽発表会 前期終業式・後期開始	生徒指導部会 第3回学校生活アンケート（校内実施）
11	5年宿泊学習 就学時健康診断 土曜参観・こどもまつり	生徒指導部会 SOS の出し方教育
12	ほうでんラン 個別面談（希望） おあしすの会（生徒指導） 冬季休業	生徒指導部会 第4回学校生活アンケート（家庭実施）
1	安全パトロール おあしすの会 席書会	生徒指導部会 学校生活アンケート（市教委より） 学校経営診断アンケート（保護者）
2	授業参観・懇談会 6年生を送る会 創立記念集会	生徒指導部会 第5回学校生活アンケート（校内実施）
3	卒業式・お別れ式 修了式・おあしすの会 学年末休業	生徒指導部会